

マイカー通勤による交通事故・使用者が責任を負うこともある

相談者 (Aさん)
 今回は交通事故についてお尋ねしたいと思います。最近車で通勤する職員が多いのですが、管理者(使用者)として注意すべき点はどこなところでしょうか？

弁護士 お話しのように、最近の車世相を反映して多くの人が車を運転するようになり、通勤にもマイカーを使用している人が珍しくありません。

一方これらマイカーによる事故の発生も多くなり、その上司や監督者の悩みの種にもなっているようです。一たん事故が起きてしまうと運転者は勿論その使用者にも賠償責任が及ぶことがあるからです。

Aさん どのような場合に使用者は責任を負わなければならないのですか？

弁護士 第一の民法七二五条による責任があります。同法には「ある事業のために他人を使用する者は被用者がその事業の執行につき第三者に加えたる損害を賠償する責任に任ず」とありますので、「事業の執行」中に事故を起こした場合に問題となります。

従って、会社(役所)に出勤したあと仕事のためにマイカーを運転して事故を起こせば使用者の責任が問われますが、通勤途上であれば仕事に着く前ですので、使用者が責任を負

故につき、「会社は寮から作業現場への通勤にマイカー使用を黙認しこれにより事実上運行利益を得ており、又会社の寮に居住させ、会社に隣接する駐車場も使用させていることから直接・間接に加害車の運行を指揮監督し得る地位にあり運行支配も有する。」(最高裁平成元年六月六日判決)

2、会社の従業員が単車を運転し、工事現場から自宅に帰る途中の事故につき、「加害者は単車を通勤に使用するほか、上司の指示あるときは同僚を同乗させることが多く、会社は走行距離に応じたガソリン手当及び損料等の趣旨で単車手当を支給していた等の事情あるときは、会社は単車の運行について運行支配と運行利益を有する。」(最高裁昭和五二年一月二二日判決)

3、ストライキのため通勤電車が止まったため会社に連絡のうえバイクで出勤した従業員が通勤の途中に起こした交通事故について会社は自賠法三条の責任がある。(東京高

裁昭和六三年六月二九日判決)
 4、寝具販売の会社が早朝午前六時出発のレンタカーによるバス旅行にお客様を接待するため、同社従業員が上司の命により早朝マイカーで出勤途上の事故について、会社は民法七二五条の使用者責任がある。(神戸地裁平成一〇年五月二一日判決)等があ

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】 第4回

マイカー通勤による交通事故・使用者が責任を負うこともある

うことはありません。

Aさん 民法七二五条にいう「被用者」にはどの範囲の人が入りますか？

弁護士 かなり広く解釈されています。被用

ります。

Aさん 具体的な事情によって異なるのでしょうか、まとめていうとどんな場合に使用者に責任があると考えたらいのでしょうか？

弁護士 前にも述べましたように原則として通勤途上の交通事故について使用者は民法七二五条の責任も、自賠法三条による責任も負いません。

しかし、右に述べた従前の判例や学説からみますと「自動車の運行が使用者の業務となり密接に結びついていること、使用者がその自動車の使用を命令し、助長し、少なくとも容認していたこと、地理的・時間的条件からマイカー以外に通勤方法がないか、あつても時間的経済的肉体的損害が大きく他の方法が不適切などの特別の事情がある場合」には使用者責任がある、と言つても良いと思えます。最近私が担当した事件で仙台高裁も平成一五年九月一二日言渡しの判決で右の様に判示し自賠法三条の責任を認めています。

Aさん そうすると会社側としては会社所有の車の管理ばかりでなく、社員の通勤車両についても対策を考えておかなければならないわけですね？

弁護士 そのとおりです。会社が営業のため社員の車を使用したりしていますと、たとえ事故が社員の私用の時であっても使用者責任

者の報酬の有無・雇用期間の長短を問わず、使用者の選任によってその指揮監督のもとで使用者の経営する事業に従事していれば被用者とするのが判例です。

又、「事業」も「仕事」と同じと考えてよく、使用者と被用者との契約はどんな契約でも構いません。必ずしも有効な契約であることを要しないとされています。

Aさん 使用者がマイカー通勤に便宜を計つていた場合の責任はどうでしょうか？

弁護士 これは第二の問題として自賠法三条との関連で考えた方が良くも知れません。自賠法は車社会に対応するため昭和三〇年に新たに制定された法律ですが、同法三条には「自己のために自動車を運行の用に供する者はその運行によって他人の生命又は身体を害したときはこれによって生じた損害を賠償する責に任ずる」とあり、所謂運行供用者責任を定めています。そして運行供用者としての責任を負うには「運行支配」と「運行利益」が必要とされています。

Aさん もう少し具体的に運行供用者責任が認められる場合を説明して下さい。

弁護士 具体的な例をあげましょう。判例では、
 1、工事請負会社の従業員が、マイカーを運転して作業現場から寮へ帰る途中の交通事

運行供用者責任を負うことになりかねません。普段から公私の区別をはっきりさせ、又保険加入の有無についても調査しておく必要があります。

Aさん 最後に、会社の責任と国や地方公共団体の責任とで異なるところはありますでしょうか？

弁護士 基本的には異なるないと考えます。つまり純然たる通勤途上の事故の場合、国や地方公共団体は責任を負うことはありません。しかし、マイカーを日常公務に使用していることを黙認していた場合とか、公務出張中のマイカー事故について、国や地方公共団体が責任を負う可能性があります。

公務員が事故を起すと民事上の責任のほか、刑事責任、行政上の責任も負うことになり、更に身分の喪失ということも有り得ます。

公務員は一般民間人よりも、更に注意して車を運転すべきだということになります。



阿部 長
 (あべ ひさし)
 宮城県町村会顧問弁護士

◎PROFILE
 1932年生まれ
 1965年 弁護士登録